

資料－２

令和６年２月１４日  
奄美大島海区漁業調整委員会資料

アサヒガニの採捕に係る委員会指示について（協議）

## アサヒガニの採捕に係る委員会指示について

### 1 制定の経緯

年月日	内 容 等
H6.3	○ 県連合海区漁業調整委員会において、漁業調整規則で6～7月を禁漁としているが、資源の減少が危惧されるため、アサヒガニの資源管理が必要との提起がなされる。
H6～H7	○ 各海区漁業調整委員会で協議・検討がなされる。 ○ 鹿児島、熊毛、奄美共に歩調を合わせるため5～8月を禁漁とする案が提示される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿児島 … 禁止期間5月～8月</li> <li>・ 熊 毛 … 禁止期間5月～9月（9月でも抱卵しているカニがいる。既に行使規則で9月まで禁止している漁協もある。アサヒガニの主産地である。）</li> <li>・ 奄 美 … 禁止期間5月～7月（イセエビの禁止期間と重なるため7月までとする。）</li> </ul> ○ 体長制限については、当時の県栽培漁業センターの調査で、抱卵ガニの最小サイズが74mmであったため、8cm以下の採捕を禁止。

### 2 海区漁業調整委員会指示期間一覧

鹿児島海区	熊毛海区	奄美大島海区
H11.4.1～H14.3.31	H11.4.9～H14.3.31	H9.4.1～ H12.3.31
H14.4.1～H17.3.31	H14.4.1～H17.3.31	H12.4.7～H15.3.31
H17.4.1～H20.3.31	H17.4.1～H20.3.31	H15.4.1～H18.3.31
H20.4.1～H23.3.31	H20.4.1～H23.3.31	H18.4.1～H21.3.31
H23.4.1～H26.3.31	H23.4.1～H26.3.31	H21.4.1～H24.3.31
H26.4.1～H29.3.31	H26.4.1～H29.3.31	H24.4.1～H27.3.31
H29.4.1～H32.3.31	H29.4.1～H32.3.31	H27.4.1～H30.3.31
R2.4.1～ R5.3.31	R2.4.1～ R5.3.31	H30.4.1～R3.3.31
R5.4.1～ R8.3.31	R5.4.1～ R8.3.31	R3.4.1～ <b>R6.3.31</b>

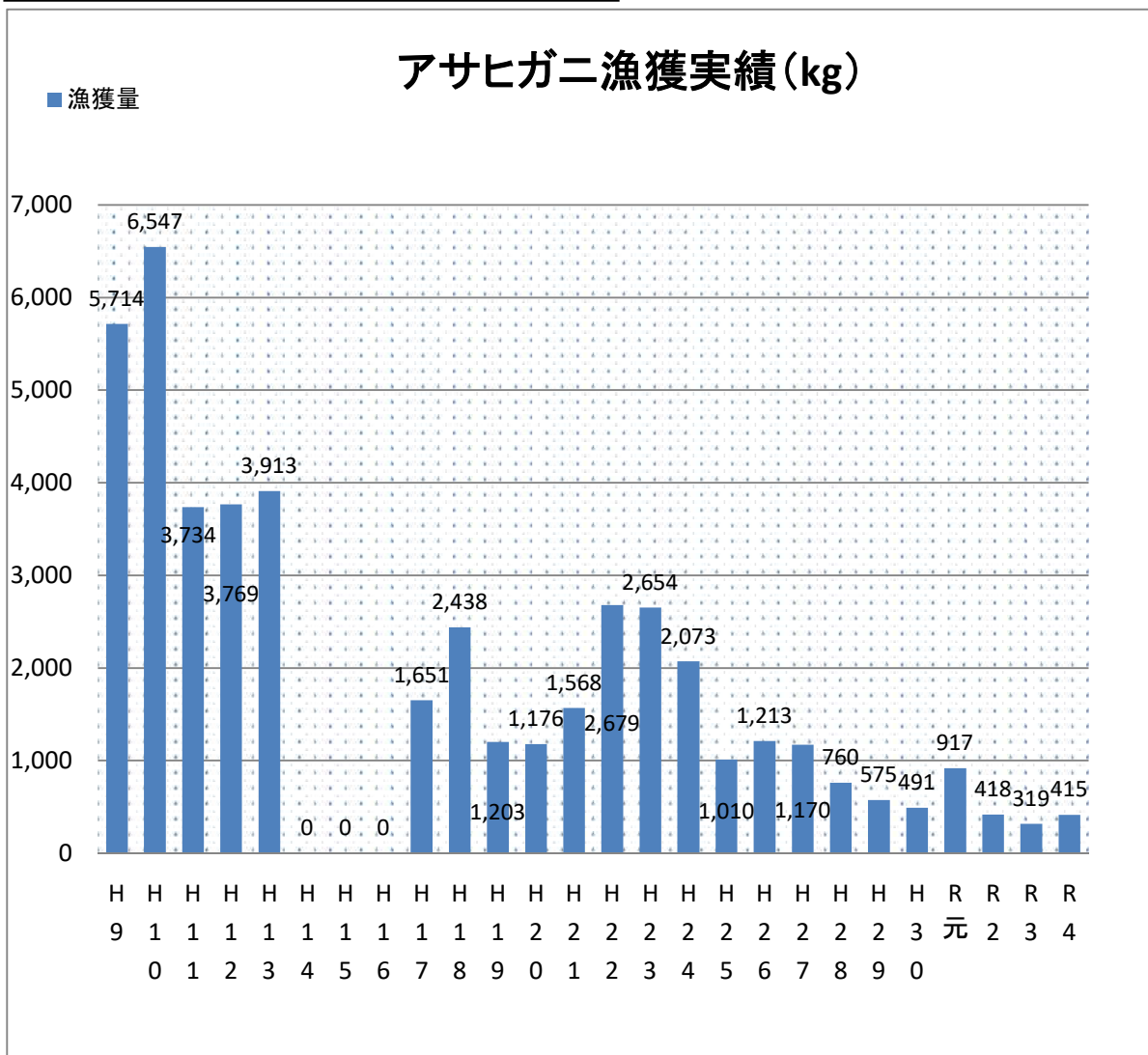
# アサヒガニの採捕に係る規制状況及び 委員会指示に関する調査結果について (令和5年11～12月調査)

【調査対象：奄美大島海区内8漁協，回答8漁協】

## 1 アサヒガニの採捕規制の状況について

根拠法令等	体長制限	禁 漁 期 間											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
県漁業調整規則	—						■	■					
奄美大島海区指示	甲長8cm以下					■	■	■					
鹿児島海区指示	〃					■	■	■	■				
熊毛海区指示	〃					■	■	■	■	■			

## 2-1 アサヒガニ漁獲実績 (H9～R4年度)



※ H14～H16のデータなし

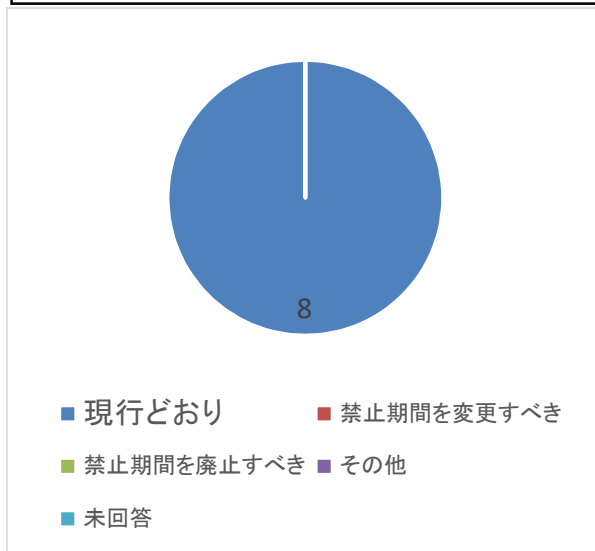
## 2-2 アサヒガニの採捕者数・出荷方法

漁協名	採捕者数	出荷方法	
		内容	人数
A漁協	3名	自家消費・販売	3名
B漁協	6名	自家消費・販売	6名
C漁協	3名	自家消費・販売	3名
D漁協	9名	セリを通して(※1)	2名
		漁協を通しての仲買人への浜売り(※1)	9名
E漁協	1名	自家消費・販売	1名
F漁協	8名(※2)	自家消費・販売	4名

※1 同一人物の重複がある。

※2 残り4名は、許可を取っているが採捕状況不明。

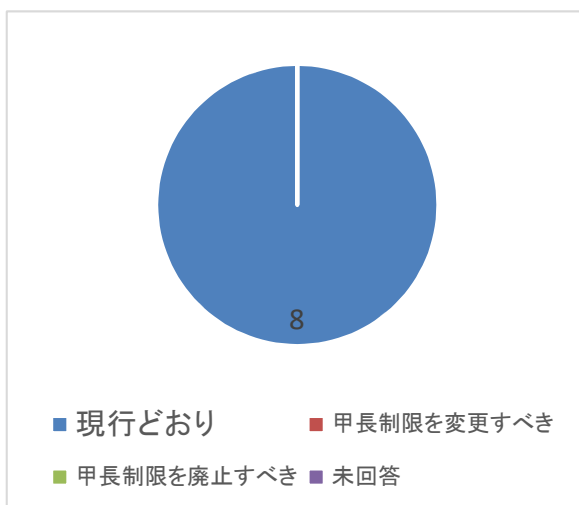
## 3-1 委員会指示の更新：採捕禁止期間（現行5～7月）について



(主な理由)

- ・ 現状で不都合がないため。

## 3-2 委員会指示の更新：採捕可能な甲長制限について



(主な理由)

- ・ 現状で不都合がないため。

## Q4 その他（自由意見）

- ・ ここ数年水揚げ実績はないが、今後操業してみたい組合員が何名かいる。  
(2(2)で出てくるA～F漁協以外の漁協からの回答。)

照 対 日 新 指 委 員 会 新 更

更 新 ( ) 案	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-3号</u></p> <p>奄美大島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年</u> 月 日</p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 体長制限 甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。</li> <li>2 禁止期間 5月1日から7月31日まではアサヒガニを採捕してはならない。</li> <li>3 指示の有効期間 <u>令和6年</u>4月1日から<u>令和9年</u>3月31日までとする。</li> </ol>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>2-2号</u></p> <p>奄美大島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年</u>3月16日</p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 体長制限 甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。</li> <li>2 禁止期間 5月1日から7月31日まではアサヒガニを採捕してはならない。</li> <li>3 指示の有効期間 <u>令和3年</u>4月1日から<u>令和6年</u>3月31日までとする。</li> </ol>	<p>改正理由 委員会指示が令和6年3月31日で失効することに伴う指示の更新（3年）</p> <p>指示番号の改正</p> <p>指示年月日の改正 (県公報登載日)</p> <p>有効期間の改正</p>

# 奄美大島海区漁業調整委員会指示（案）

奄美大島海区漁業調整委員会指示 第5－3号

奄美大島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和6年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 体長制限  
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間  
5月1日から7月31日まではアサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## ○ 鹿児島県漁業調整規則

第33条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あさひがに	6月1日から7月31日まで

第48条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

## ○ 海区漁業調整委員会指示

### 鹿児島海区漁業調整委員会

#### 鹿児島海区漁業調整委員会指示第4-1号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和5年1月20日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

- 1 体長制限  
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間  
5月1日から8月31日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 熊毛海区漁業調整委員会

#### 熊毛海区漁業調整委員会指示第4-2号

熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和5年2月24日

熊毛海区漁業調整委員会会長 甲山博明

- 1 体長制限  
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは、採捕してはならない。
- 2 禁止期間  
5月1日から9月30日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 奄美大島海区漁業調整委員会

#### 奄美大島海区漁業調整委員会指示第2-2号

奄美大島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和3年3月16日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 体長制限  
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間  
5月1日から7月31日まではアサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。